

平成 14 年度 財務定期監査結果に基づき講じた措置（建設局）

(1) 収入に関する事務

社会福祉施設等の下水道使用料を減免するにあたり、「下水道使用料減額（免除）申請書」の受付日を基準に減免開始日を決定しているが、同申請書に申請日付の記載や収受印がなく、申請書の受付日が明らかでない事例が見受けられた。（下水道河川部経営管理課）
適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

若干数収受印の押し忘れがあったが、現在は収受印の押し忘れがないように事務処理を徹底した。

「神戸市下水道排水設備指定工事店規則」に基づく指定工事店の指定等に係る手数料について、納付書を発行し、収納を確認した後に調定決議を行っており、納付書発行から納付までの期間が空いた場合などにおいて、調定決議が行われていない事例が見受けられた。（下水道河川部保全課）

納付書発行後は速やかに調定決議を行い、適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

平成 14 年 11 月からは、納付書を発行した時点で調定決議を行うように改め、また指定決議と収入調定簿、領収済通知書全件の突合を行った。
なお、平成 15 年 4 月からは本件手数料の徴収事務を指定工事店に関する事務と合わせて委託しており、今後は、委託先がいったん預り金処理したものを定期的に取りまとめ公金収納することとした。

行政財産の目的外使用許可に基づき、自動販売機等の電気料金の償還金を調定するにあたり、消費税分の調定が漏れている事例が見受けられた。（道路機動隊事務所、西建設事務所）
適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

ご指摘の差額分について、自動販売機については、それぞれ平成15年1月30日付（道路機動隊事務所）、平成15年3月10日付（西建設事務所）で金融機関に納付されたことを確認した。

またPHS無線基地局についても、平成15年9月19日付（西建設事務所）で金融機関に納付されたことを確認した。

(2) 支出に関する事務

市民からの通報等に基づく球替え等の街灯の補修業務のうち、業者への発注分について、発注内容の管理や、支払時における請求内容の確認などが不十分な事例が見受けられた。

（西部建設事務所、北建設事務所）

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

街灯の球替え等の市民からの通報については、個別に「受付票」を作成し、通報受付時期、場所、内容等を記入した後に、業者に指示している。

修理終了後には、速やかに事務所から指示した内容と照合、確認を行うよう改善の措置を講じた。（具体的な照合・確認方法については下記のとおり）

西部建設事務所・・・「受付票兼処理伝票」にて照合・確認

北建設事務所・・・受付票記載内容のパソコン入力にて、支払い時の請求内容の確認

市民公園管理会への助成金の交付にあたり、交付申請書の提出を受けずに交付決定を行っている事例、交付決定後の事情変更により結果的に非交付となった管理会について、決裁上その旨が明らかにされていない事例が見受けられた。（垂水建設事務所、西建設事務所）

助成金の交付決定は、交付申請書の提出を受け、その内容を審査したうえで行うべきである。また、交付決定後に非交付等の変更が生じた場合は、別途決裁によりその旨の決定を行うべきである。

措置内容

助成金の交付にあたっては、手続開始時期を早め、管理会に対しても書類の早期提出を指導して、交付申請の到達後速やかに内容を審査のうえ交付決定を行うよう措置を講じた。
また、交付決定後に事情の変更が生じた場合は、別途決裁により変更の決定を行う。

公共料金の前渡金口座における自動振替払において、支払精算書の精算額と自動振替額の合計が一致しない事例が見受けられた。（北建設事務所）

証拠書類の確認を厳密に行い、適正に精算するべきである。

措置内容

精算額と自動振替額の不一致については平成15年3月28日に改めて支出決議を行い精算額が適正となるよう措置を講じた。

なお、前渡金精算報告の際領収書等の証拠書類と併せて前渡金通帳との確認を厳密にする措置を講じた。

(3) 契約に関する事務

ポートアイランドと六甲アイランドでの下水処理水のリサイクル事業について、それぞれ個別に委託契約を締結しており、委託料も異なっているが、両契約書及びそれに付随する特別仕様書は、業務名を除き同じ内容であり、両契約の委託料の差異を説明し得る根拠等が明示されていない。

(下水道河川部経営管理課)

仕様書等に業務量を明記するなど、委託料の積算根拠となるものを明示するべきである。

措置内容

同内容の両事業について平成15年度より一括して委託契約を締結するとともに、仕様書に業務量を記載すること等で両事業の委託内容の相違点を明確にし、委託料設定の根拠が分かるように改めた。

なお、今後はより具体的に積算根拠が明示されるよう、提出させる見積書の内容変更について受託者と協議している。

概算見積りによる施設の補修業務に係る委託契約について、業務実施内容によって委託料の変動が想定される契約内容であるところ、委託契約書に精算条項がなく、事務費等を減額することによって当初委託料どおりの執行金額とされている事例が見受けられた。

(公園砂防部施設課)

委託契約書に精算条項を盛り込むとともに、業務履行完了後、その内容を確認し、委託料の精算を行うべきである。

措置内容

平成15年度の契約については、監査の指摘を踏まえ、委託契約書に精算条項を盛り込み、業務履行完了後に精算を行う措置を講じた。

再度地区，摩耶山・六甲山地区等の市有林や自然公園等の維持管理業務を委託しているが，委託契約書に定める月ごとの業務報告書が提出されていない。

（公園砂防部森林整備事務所）

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

月1回当月分の委託業務（維持管理作業）の報告書を，翌月初めに提出を受けるよう措置を講じた。

(4) 財産の管理に関する事務

下水ポンプ場等の非常時対応のための待機公舎について，賃借分に係る賃貸借契約書等の保管場所が不明となっているなど，管理運営に不十分な点が見受けられた。

（下水道河川部経営管理課）

適正な管理を行うべきである。

措置内容

震災時に紛失したと思われる賃貸借契約書については，権利関係保全のための必要書類として契約書類に代えて貸主発行の契約内容証明書と契約書の写しを保存することとした。

なお，公舎管理事務について，関係課間で事務の分担の適正化を図り相互の連携により事務の遺漏がないように徹底した。

郵便切手類の管理において，管理簿の記載数と実際の数量が一致していない事例が見受けられた。

（王子動物園）

郵便切手類の保管にあたっては，現金に準じて取り扱うこととされており，管理簿には受払いの都度記載するなど，適正に管理するべきである。

措置内容

受け払い時の管理簿への記載を確実に行うとともに，定期的に（毎日）管理簿記載数と実際の数量との照合を行い，適正な事務処理に努めることとした。